

逗子市住宅用スマートエネルギー設備等導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市の補助金の交付要望及び予算の執行に関する規則（平成3年逗子市規則第16号）に定めるもののほか、逗子市環境基本計画に基づき二酸化炭素の削減や循環型社会の構築に向け、市内の住宅に新たにスマートエネルギー設備等を設置する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象となる工事等)

第2条 補助の対象となる工事等（以下「補助対象工事等」という。）は、現に市内に住所を有する者による自らが居住する市内の住宅（共同住宅、店舗・事務所等との併用住宅を含む。ただし、店舗、事務所等との併用住宅の場合は、延べ面積の過半が居住の用に供されるものに限る。以下同じ。）に、別表第1に掲げる補助対象設備を新たに設置する工事又は申請日の属する年度内に市内に転入する者による自らが居住するために同表に掲げる補助対象設備が設置された新築住宅の購入であって、次に掲げる要件に適合するものとする。

- (1) 補助対象設備が全て未使用品であること。
- (2) 補助対象設備を第三者と共同で使用しないこと。
- (3) 自らが所有する住宅において補助対象設備を設置する場合にあつて、当該住宅に共有者が存在するときは、当該共有者全員の同意を書面で得ること。
- (4) 自らが賃借等している住宅において補助対象設備を設置するときは、当該住宅の所有者又は管理を委託されている事業者の同意を書面で得ること。
- (5) 補助対象設備を共同住宅等に設置するときは、居室部分で使用するとし、共用部分では使用しないこと。

(補助対象となる者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市税の滞納がなく、申請日の属する年度内に補助対象設備の設置又は補助対象設備の設置された新築住宅の購入が完了できる者であつて、かつ、補助対象設備を所有する者とする。

(補助対象となる経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事等を

実施するために必要な経費であって、別表第2に掲げるものとする。ただし、補助対象設備が経済産業省又は神奈川県補助金の対象となる設備であり、同表に掲げる種類ごとに、経済産業省及び神奈川県の交付する補助金の上限額以下であるときは、補助対象経費としない。

2 前項の経費の算出は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象設備の種類ごとに経済産業省及び神奈川県の補助金を控除すること。
- (2) 消費税及び地方消費税相当額を控除すること。

(補助額の算出方法等)

第5条 補助額は、別表第3のとおりとする。ただし、前条の規定により算出した額と同表に定める額のいずれか低い額を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助の制限)

第6条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて導入した設備を所有する間は、同種類の設備の導入について、再度の補助を受けることができない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、逗子市住宅用スマートエネルギー設備等導入費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助対象設備の設置工事の着工前又は建売住宅供給者等によって補助対象設備が設置された建売住宅を取得するときは、当該住宅の引渡し前に市長に提出しなければならない。

- (1) 計画書（第2号様式）
- (2) 工事請負契約書（工事着工予定日及び工事完了予定日が明記されているもの。）の写し又は補助対象設備が設置される住宅の売買契約書（住宅の引渡し予定日が明記されているもの。）の写し
- (3) 補助対象設備の仕様書等（補助対象設備の型式、補助対象設備ごとの経費が明記されているもの。）
- (4) 補助対象設備を設置する住宅又は購入する補助対象設備の設置された住宅の案内図
- (5) 市税納付状況等確認同意書（第3号様式）

- (6) 申請者が所有する住宅において補助対象工事等を実施する場合にあって、当該住宅に共有者が存在するときは、当該共有者全員の同意書（第4号様式）
- (7) 申請者が賃借等している住宅において補助対象工事等を実施するときは、当該住宅の賃貸借契約書の写し又はこれに代わるもの及び当該住宅の所有者又は管理を委託されている事業者の同意書
- (8) その他市長が必要があると認めるもの
（交付の決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査して交付の適否を決定し、その結果を逗子市住宅用スマートエネルギー設備等導入費補助金交付（不交付）決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要な指示または条件を付することができる。

（補助対象工事等の実施）

第9条 申請者は、前条の規定による交付決定の前に、補助対象工事等に着手してはならない。なお、補助対象工事等の着手は、次に掲げる事項のいずれかとする。

- (1) 補助対象設備の設置工事を伴うときは、当該設置工事の着工
- (2) 建売住宅供給者等によって補助対象設備が設置された建売住宅を取得するときは、当該住宅の引渡し

（申請内容の変更）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに変更内容が確認できる書類を添付のうえ、逗子市住宅用スマートエネルギー設備等導入費補助金計画変更承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 交付決定者は、申請内容の変更に当たっては、補助金交付決定金額を増額して申請することができない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を逗子市住宅用スマートエネルギー設備等導入費補助金計画変更承認（不承認）通知書（第7号様式）により通知するものとする。

4 第8条第2項の規定は、前項の規定により承認を決定した場合において準用する。

（計画の中止・廃止）

第11条 申請者及び交付決定者は、補助対象工事等中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに逗子市住宅用スマートエネルギー設備等導入費補助金計画中止・廃止承認申請書（第8号様式）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を逗子市住宅用スマートエネルギー設備等導入費補助金計画中止・廃止承認（不承認）通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（状況報告及び調査）

第12条 市長は、必要に応じて交付決定者から補助対象工事等の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

（完了報告）

第13条 交付決定者は、補助対象設備の設置及び新築住宅の購入が完了したときは、その日から30日以内又は完了した日の属する年度の3月15日までのいずれか早い日までに、逗子市住宅用スマートエネルギー設備等導入完了報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該期日が市の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

- (1) 補助対象設備設置に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 補助対象設備の設置が確認できるカラー写真
- (3) 補助対象設備の出荷証明書の写し又は保証書の写し若しくはこれに代わるもの
- (4) 設置完了証明書（第11号様式）
- (5) その他市長が必要があると認めたもの

（補助金の額の確定及び支払）

第14条 市長は、前条の報告書が提出され、その内容を審査して適当と認めるときは、補助金の額を確定し、逗子市住宅用スマートエネルギー設備等導入費補助金交付確定通知書（第12号様式）により通知するものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により確定した補助金の支払を受けようとするときは、逗子市住宅用スマートエネルギー設備等導入費補助金交付請求書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

（取得財産の管理及び処分）

第15条 交付決定者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 交付決定者は、システムの設置の日から別表第4で定める期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用し、又は譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保（以下「処分」という。）してはならない。
- 3 交付決定者は、前項に規定する処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分等に関する承認申請書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前3項に定める事項について必要があると認めるときは、その管理及び運用の状況を調査することができるものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の全部又は一部について交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、逗子市住宅用スマートエネルギー設備等導入費補助金交付決定取消通知書（第15号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条第1項の規定により交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、逗子市住宅用スマートエネルギー設備等導入費補助金返還命令書（第16号様式）によりその返還を命じることができる。

（市の施策への協力等）

第18条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて発電量のデータ等の提供その他の協力を求めることができるものとする。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（逗子市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の廃止）

2 逗子市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成22年4月1日制定）
は、廃止する。

（施行期日）

3 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（施行期日）

4 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（施行期日）

5 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）補助対象設備

設備の種類	補助対象設備
H E M S 機器	経済産業省の「住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）」の対象となる設備
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	経済産業省の「燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金」の対象となる設備
定置用リチウムイオン蓄電システム	経済産業省の「住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）」の対象となる設備
電気自動車充電設備	電気自動車への充電及び電気自動車から住宅への電力の供給が可能な機器で、かつ、経済産業省の「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」の対象となる設備

別表第2（第4条関係）補助対象経費

設備の種類	補助対象経費
H E M S 機器	経済産業省の「住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）」の

	補助対象経費（設備費）
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	経済産業省の「燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金」の補助対象経費（設備費、工事費）
定置用リチウムイオン蓄電システム	経済産業省の「住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）」の補助対象経費（設備費）
電気自動車充給電設備	経済産業省の「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」の補助対象経費（設備費）

別表第 3（第 5 条関係）補助額

設備の種類	補助額
H E M S 機器	上限 5 千円
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	上限 3 万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	
電気自動車充給電設備	

別表第 4（第 16 条第 2 項関係）財産処分期間

設備の種類	財産処分期間
H E M S 機器	5 年
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	6 年
定置用リチウムイオン蓄電システム	
電気自動車充給電設備	8 年